

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」に伴う 土砂災害警戒情報の暫定基準の変更について

平成 23 年 3 月 12 日付報道発表資料でお知らせしたとおり、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」による地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用しているところですが、観測された震度について精査を進めたところ、当時の地震情報では最大で震度 5 弱と発表した太田市について、最大で震度 5 強の揺れを観測したという結果が得られました。

このため、今回の精査の結果と災害の発生状況を考慮し、太田市に土砂災害警戒情報の暫定基準を設定することとしますのでお知らせします。

記

暫定基準を新たに設定する市町村

暫定基準 7 割を設定：太田市

なお、引き続き震度及び地震後の降雨と土砂災害発生との関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

本件に関する問い合わせ先

群馬県県土整備部砂防課（：027-226-3633）

前橋地方気象台防災業務課（：027-231-1404）

